

石巻地方広域水道企業団指名停止措置業者一覧

令和8年5月27日現在

登録区分	承認番号	事業者の名称又は商号	指名停止期間		指名停止理由	
コンサル	3071	株式会社トーニチコンサルタント 東北事務所	令和8年5月18日から 令和8年7月17日まで	2か月	措置要件:13 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、他の5者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日付で公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。